

2010/9/4（土）-5（日）

全国市民オンブズ（マン）北陸・富山大会分科会

住民訴訟の課題

－行政委員月額報酬訴訟・ハッ場ダム訴訟などを通して

浮かび上がるモンスターの正体を曝き、その克服の方向性を考える－

1 行政委員月額報酬について

時給 177万3658円（仙台市選挙管理委員）

同 158万6600円（福島県海区漁業調整委員）

殆どの都道府県では、行政委員について月給制を採用し、出席率の悪い行政委員にも、一律支給する結果、冒頭のような驚くべき時給が現実のものになっています。

その是正を求める裁判が全国で行われていますが、本年4月27日大阪高裁は、「月4日の出勤であれば、月給制を認めたとしても、議会の裁量逸脱とは認められない」との判断を示しました。

月4日の出勤で普通の月給を貰える会社がありますか。月4日しか働かない社員に普通の給料を支払う経営者がいると思いますか。

全く世間を知らない裁判官は、全く恐ろしい判断をするものです。

2 住民訴訟敗訴時 訴訟費用負担について

青森県弘前市長、本年4月19日、弘前市民オンブズパーソン代表者に対して、訴訟費用の支払いを請求しました。

その原因は、裁判所がオンブズパーソンが原告となって提起した住民訴訟に於いて、訴訟費用の支払いを命じた事にあります。

私利私欲で住民訴訟を提起する住民は存在しません。誰もが、「止むに止まれずに」、「世の中を少しでも良くしたい」との思いで、自腹を切って住民訴訟を提起するのです。

そのような住民に対して、更に訴訟費用の負担を命ずれば、住民運動が委縮する事は明らかです。

このような点を見逃して、機械的に訴訟費用の負担を命ずる裁判官の無感覚さは、人間の血の通わない冷たい無機質な、自動判決販売機というべきでしょう。

3 ハッ場ダム住民訴訟について

ハッ場ダムは、政権交替により、スッカリ有名になりました。

以前は「ヤンバ」とフリガナを付していましたが、今では不要です。ハッ場ダム建設差止訴訟は7年前から、利根川流域の6地裁への一斉提訴が準備され、6都市に原告団、弁護団が組織され、2004年11月の提訴以来、「馬に喰わせる程に」書面を書き、「川に流す程に」証拠を積み上げました。

行政側の主張は完全に破綻し、道理からすれば、住民側の勝利が確実でした。

しかし、現実には住民側の5連敗です。

5地裁でも、特に東京地裁の判決は極めて戦場的でした。

裁判官は迷うことなく、確信をもって住民側完全敗訴の判決を書いているのです。正に裁判官のイデオロギーの帰結としての判決であったと評価できます。

このような、イデオロギーの実体とそのルーツ、そのDNAは何か。

4 住民訴訟の課題を乗り越えるには

この3課題を通して、浮かび上げる巨大モンスターの正体を曝き、住民訴訟の展望を切り開く方途を考えてみませんか。

1の課題につき、事件を担当した吉原稔弁護士

2の課題につき、弘前市民オンブズパーソン 葛西聡弁護士

3の課題につき、弁護団の高橋利明団長

が各々報告いたします。

皆さん興奮の坩堝と深遠な思索の淵へと導く事をお約束いたします。